

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年10月11日(火)午後1時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

13番 三原 勉

午後1時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、23名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会は成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

10月になりまして、これから米をはじめいろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎え、農家にとりましてとても重要な時期となってまいります。また、最近は、ようやく秋らしい気候になってまいりましたが、委員の皆様には、急な気温の変化や農作業による疲れで体調を崩されませんよう、ご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画など、主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行

できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。
よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、14番の木下三智也委員と15番の赤木英雄委員を、書記に事務局の上野亮二主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請35件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。申請地には大豆を作付されるとのことでした。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま3番、4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

6番、7番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、ナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付され

る計画です。

10番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま6番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

11番から13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

11番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、施設野菜を栽培されている農家で、申請地には施設野菜を作付けされる計画です。

12番は、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

13番は、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま11番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、14番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、宇土市において農業を営んでいるとのことでしたが、耕作状況について確認する必要があるため、前回の総会において継続審議となっていたものです。そのため、地区委員会において宇土市での耕作状況を確認したところ、農地として利用されていることを確認しました。耕作状況については、宇土市農業委員会にも確認したところでございます。

また、農業経営についてですが、譲受人は1年ほど前から農業を始められ、ナス、キュウリ、キャベツ、ゴーヤなどの野菜を宇城市の生産者団体に出荷されていることを確認しました。申請地には麦を作付される計画です。

以上を踏まえ、地区委員会において検討したところ、今回の申請については許可して差し支えないものと協議し、今後の営農状況を見守ることとしました。

15番から16番は関連で、15番は営農型太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借権の再設定をされる再申請で、今回が2回目の更新となります。これは、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、3条許可が必要とされるためです。

16番は、営農型太陽光発電設備パネル下部の耕作による使用貸借権設定の再申請です。営農型太陽光発電設備の5条転用許可申請に関連して、耕作面積は1,416㎡のうち1,115㎡であります。下部の農地につきましては、引き続きミョウガを作られる計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま14番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、17番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

17番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、ニンニクを作付されており、許可後はニンニクを作付される計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、大豆、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、飼料用作物を作付されており、許可後は飼料用作物を作付される計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、大豆、麦を作付されており、許可後は大豆、麦を作付される計画です。

21番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、麦、大豆、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

22番、23番は関連で、耕作の便宜上交換の申請です。それぞれ申請人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上7件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま17番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、24番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

24番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権を移転し、第三者へ贈与される申請です。この件につきましては、申請地の現況について疑義があり、現地調査を行いました。調査の結果、申請地は隣接農地とブロックで区切られた譲受人の住宅敷地内にあり、19㎡の内の一部は家庭菜園として利用されているものの、その状況からは、農地ではなく宅地の一部と考えるのが妥当と判断いたしました。

このことから、地区委員会におきましては、申請地が農地法で規定する農地に該当せず、農地法第3条第1項の規定による許可はできないとの協議結果でございました。ただし、許可しない場合の指令書の交付にあたっては、その理由が農地法第3条の規定に照らして適正であるかなど、今後、法制部局、県農業会議などと協議を行う必要があります。当該協議には相当な日数を要することから、今回は継続審議でお願いしたいと思います。

25番は、新規就農のための賃借権設定の申請です。借受人には地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。農学部の大学を卒業後、農業関係の会社に就職され、ジャガイモ、サツマイモ、大豆、里芋等の耕作の経験を積まれております。許可後、申請地には里芋、カンショを作付される計画で、出荷先は植木と田崎市場を予定されております。

地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題がないものと判断いたしております。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、サトウキビ、栗などを栽培されている兼業農家で、許可後、申請地ではカライモを作付される予定です。

27番は、後継者へ経営移譲のための使用賃借権設定の申請です。借受人は、水稻、キュウリ、ナス、スイカなどを栽培される専業農家で、許可後、申請地には引き続きキュウリを作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討し、継続審議の24番を除く3件については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま24番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、24番は継続審議、25番から27番までは申請どおり許可することに決定いたします。

次は、28番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

28番から35番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、所有権を移転し、従兄弟の子へ贈与される申請であります。譲受人は、キュウリ、メロン、白菜、キャベツなどを栽培される専業農家で、申請地には白菜、キャベツを作付される予定であります。

29番は、所有権を移転し、第三者へ贈与される申請であります。譲受人は、水稻、スイカ、キュウリを栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される予定であります。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、柿を栽培される兼業農家で、申請地には水稻を作付される予定であります。

31番は、所有権を移転し、従兄弟へ贈与される申請であります。譲受人は、水稻、大豆などを栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される予定であります。

32番から35番につきましては、いずれも経営拡張のための所有権移転の申請です。

32番の譲受人は、ゴボウ、トマトなどを栽培される兼業農家で、申請地にはゴボウを作付される予定であります。

33番の譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は水稻、露地野菜を作付される予定であります。

34番の譲受人は、水稻、施設野菜などを栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される予定であります。

35番の譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定であります。

以上8件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま28番から35番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
　　続きまして、第2号議案、公売買受適格証明願（耕作目的）1件で
　　ございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条許可
　　基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、熊本国税局において公売に付される南区近見9丁目の農地の入札参加に必要な耕作目的の買受適格証明願です。入札期間は令和4年11月8日となっております。願出人に先日の地区委員会にご出席いただき、聞き取り調査を行いました。願出人は、水稻、アマリリスを栽培されている兼業農家で、取得後はアマリリスを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照らし検討した結果、同条第2項の各号いずれにも該当しておらず、公売買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

　　なお、願出人が最高価買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が公売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請9件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、月極駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積1,167㎡に普通車両30台分の月極駐車場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和5年2月20日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

なお、申請地の一部を既に資材置場などとして使用されており、使用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続いて、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、総転用面積1,085㎡に普通車両30台分の貸し駐車場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和4年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続いて、3番。

9番、田上正富委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。先日、地区委員会で現地調査を行いました。申請地が既に個人住宅として使用されている今回の申請に当たっては、顛末書が提出されております。

土地利用状況は、転用面積157㎡が個人住宅の一部として利用されているもので、転用面積としては適正な面積と判断いたします。給

排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

本件は、線引き前の土地における自己用住宅に係る許可の運用基準により、開発許可不要となっております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積484㎡に普通車両11台分の貸駐車場及び通路、物置、転回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。ただ、申請地は既に貸駐車場として利用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

5番は、賃貸アパートへの転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積498㎡に賃貸アパート木造2階建て4世帯分を1棟及び普通車両9台分の駐車場の計画で、転用面積として

は適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書が添付されております。工事期間は令和5年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,147㎡にわら、マルチシート等の農業用資材及びトラクター、草刈り機等の農業用機械置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま4番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

14番、木下三智也委員

14番委員、木下です。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集

落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積241㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は昭和44年当時より宅地として使用されており、今回の申請に当たって顛末書が提出されております。

なお、今回の申請については、開発指導課より開発許可不要である旨の回答を得ております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

8番から9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

8番から9番は関連で、8番は貸資材置場、9番は貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断されます。また、申請者は申請地周辺の集落に居住しており、貸資材置場及び貸駐車場として農地転用するため、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地を含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地の隣接地において、廃棄物収集運搬やリサイクル処理業などを営む会社の貸資材置場と貸駐車場として転用する

計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま8番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請18件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番から3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が使用貸借権設定による資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積779㎡に資材置場を設置される計画です。転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。転用期間は、令和4年10月20日から令和5年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

2番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されてお

ります。

土地利用計画は、総事業面積573.07㎡、総転用面積374.47㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課との開発行為事前審査協議中とのこと。工事期間は令和5年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

3番は、保育園を営む法人が所有権移転による保育園の駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の土地収用法その他の法律により土地を収用しまたは使用することができる事業に該当すると判断いたしました。先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に一部が駐車場として使用されており、今回の申請に当たっては顛末書が提出されております。

土地利用状況は、転用面積541㎡を保育園の駐車場として利用するもので、転用面積としては適正な面積と判断いたしました。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、4番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、

第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積834.79㎡、転用面積375㎡に建築条件付売買予定地3区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

5番から8番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番から6番は関連で、5番が農業用資材置場、6番が農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。なお、申請地は、以前より農業用資材置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

土地利用計画は、5番が転用面積408㎡、6番が転用面積355㎡として整備する計画で、転用面積としては適正なものとして判断されま

す。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

7番は、所有権移転による選果場への転用許可申請です。この案件につきましては、農業用選果施設としての土地利用計画及び事業計画について不明確なところがあることから、前回の総会において継続審議となっていたものです。そのため、地区委員会において事業計画書の再提出を求めているところですが、事業計画書が未提出のままとなっております。

したがって、前回に引き続き、一般基準について改めて確認する必要があるため、地区委員会で検討した結果、継続審議とすることと協議しました。

8番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う2回目更新のための再申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地です。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置など一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。

土地利用計画は、事業面積1,115㎡に最低地上高2.2mの支柱を立て、太陽光パネル276枚を設置し、発電量48kwの発電設備を設置されており、支柱部分などの転用面積は0.325㎡、パネル下部の農地面積548㎡、遮光率81.36%、太陽光パネルの下部においては引き続きミョウガが栽培されており、添付書類として営農計画書及び収穫量、品質に関するデータ、知見を有する者の意見書などが提出されています。

しかしながら、現地は水はけが悪く、土壌改良を行ってきましたが、夏場において高温の日が続いたことなどによる高温障害で葉枯れするところがあり、思うように生育ができない状況であったことなどの説明を受け、地区委員会においても、やむを得ない状況であったことを確認できたため、今後の営農状況を見守ることとして、一時転用期間は2年が妥当であると判断しました。また、規定量の収穫、出荷の確保に努力されるよう要請したところです。今後も地区委員会の定期的な現地調査を行っていく必要があるものと協議しました。

以上4件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、7番は継続審議、そのほかの3件については、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま5番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、7番については継続審議に、8番については、営農型太陽光発電設備への一時転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、9番。

20番 宮本淳一委員

20番、宮本です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺に農地以外の土地を含め代替地を検討をされましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積295.5㎡に個人住宅1棟101.45㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和5年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟109.04㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和5年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、建設業を営む法人が賃貸借権設定による工事事務所及び資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内の農地で原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置その他の一時的な事業に供するために行うものに該当すると判断され、また、代替地については、周辺に農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、賃借人は近隣地区の熊本市発注の上水道工事を請け負っており、申請地に仮設プレハブ1棟、山砂、再生クラッシュランなどの建設資材、バックホー、ダンプなど駐車スペースなどの資材置場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等については問題ありません。また、農用地区域内における農地の一時転用に対する経緯について農業政策課より聴取しております。

工事期間は令和4年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。なお、一時転用期間は令和5年6月30日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま9番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

12番から14番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の

申請は転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、交通の利便性や住環境が良好であること、また、父親名義の農地であり、転用可能なことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地312㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みがあるものと判断します。工期は、許可日から令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、土木建築業を営む法人が賃借権を設定し、従業員駐車場へ転用する申請です。なお、今回の申請につきましては、申請地近くの北熊本サービスエリア休憩施設建築工事のため敷地が減少し、サービスエリアの従業員駐車場が不足したもので、借地期間2年の一時転用となっております。

農地区分は、農用地区域内の農地と判断され、原則許可できませんが、申請が仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものに該当することから、例外的に認められるものと判断いたします。土地の選定にあたりましては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適した土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地997㎡を砂利敷きし、普通乗用車30台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明などは、必要書類も揃っており、排水計画にも問題はありません。また、周囲の状況から、周辺農地への影響はないものと思われます。駐車場の整地につきましては、許可後、速やかに着手され、令和4年11月10日には完了予定であること、また、一時転用の期間満了時には、確実に農地へ復旧されることも併せて確認しております。

14番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、交通の利便性や住環境が良好であること、また、父親が相続する農地以外に転用可

能なことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地396㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みはあるものと判断いたします。工期は、許可後から令和5年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま12番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

15番から18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、日照、事業規模などの他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地845㎡に太陽光パネル250枚、発電容量49.5kwを設置される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。必要な書類も揃っており、資金計画、排水計画などについても問題はありません。また、事業内容、周囲の状況から、周辺の農地への影響もないものと思われます。工事は令和5年10月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、建築工事事業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付

売買予定地に転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地953㎡に建築条件付売買予定地3区画を造成する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺の農地への影響もないものと思われます。開発許可につきましては、事前審査の回答済みで、許可の見込みがあるものと判断いたします。工事は令和6年3月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番、18番は関連で、土木、建築業を営む法人が貸借権を設定し、駐車場及び資材置場へ転用する申請です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域にある農地で、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて2,353㎡を駐車場及び資材置場として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。なお、今回の申請は、近くにある小学校の体育館耐震工事に際して必要な資材置場、駐車場であり、借地期間は令和5年4月30日までの一時転用となっております。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われます。

工事につきましては、既に砂利が敷かれ駐車場として利用されており、新たな工事はありません。このことについて、これまで所有者が無断で別の業者に貸していたということで、顛末書が提出されております。委員からは、今後は一切このようなことのないよう厳しく指導があり、申請者からは顛末書とともに期間終了後は速やかに農地へ復元する旨の誓約書が提出されております。

以上4件、先日の地区委員会において現地調査を行い検討した結果、立地条件、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま15番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第5号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。それでは、調査委員会よりご報告をお願いいたします。

調査委員会委員 西富大二郎委員
調査委員、西富です。

1番は、農地法第18条第1項の許可申請に伴う継続審議案件です。
この案件につきましては、先月の総会で報告いたしましたが、調査の結果、申請書に記載された賃借人名等の補正を行う必要があります。9月12日に申請代理人によりその内容の補正がなされました。しかしながら、新たな賃借人に対し継続して調査を行っているところであり、継続審議といたします。

以上1件、ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま調査委員より継続審議とのご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、継続審議とすることに決定いたします。
続きまして、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第6号及び第7号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。
まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(7号)につきましては、所有権移転が、明細17ページの1番から20ページの12番までの合計12件で、公社からの売渡しが6件、公社による買入れが6件となります。面積は12件合わせまして田2万4,352㎡、畑7,405㎡の合計3万1,757㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりです。

次に、利用権設定の新規設定分ですが、明細21ページの13番から23ページの16番までの合計4件で、契約期間別では、6年未満のみが4件で、面積は4件合わせまして田3万5,399㎡、畑6,587㎡の合計3万7,126㎡です。権利の種類は賃借権のみで、利用

内容は水稲、果樹です。

次に、再設定分です。明細23ページの17番から27ページの24番までの合計8件で、契約期間別では6年未満が6件、10年以上が2件で、面積は8件合わせまして田3万5,339㎡、畑2,876㎡の合計3万8,215㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、飼料作物、施設野菜、小麦です。

続きまして、第7号議案です。28ページの表をご覧ください。

こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細29ページの1番から33ページの14番までで、契約期間別では6年未満が3件、10年以上が11件で、面積は14件合わせまして田4万113㎡、畑1万1,957㎡の合計5万2,070㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物です。うち一括方式の6年未満は3件、10年以上が1件で、面積は4件合わせまして田9,533㎡、畑1万1,373㎡の合計2万906㎡です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号及び第7号議案の説明につきましては以上となります。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のため必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻や露地野菜等を作付されている農家で、対象農地については、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認をしております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から10番までの合計123件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後 2 時 40 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 4 年 10 月 11 日

議 長 福原 幸一

署名委員 木下 三智也

署名委員 赤木 英雄

書 記 上野 亮二